

統一地方選挙



群馬県議会議員選挙、吉岡町長選挙および吉岡町議会議員選挙が行われます。
この選挙は、私たちにとって最も身近な代表を選ぶ選挙です。忘れずに投票に行きましょう。

● 群馬県議会議員選挙

投票日

4月9日(日) 投票時間 7:00~20:00

告示日

(3月31日(金))

▶ 投票所入場券 (緑色)

県議会議員選挙用の入場券を世帯ごとに3月下旬に郵送します。投票所に持参してください。

入場券を紛失した場合は、投票の際に再発行します。本人であることを確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)を投票所に持参してください。

▶ 町で投票できる人

平成17年4月10日以前に生まれた人で令和4年12月30日以前に町の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所があり、選挙人名簿に登録されている人。

県内の他市町村から吉岡町に転入した人

県内の他市町村に引き続き3カ月以上住んでいて、その後町に転入し、令和5年3月30日現在で3カ月に満たない人は、前住所地で投票できます。投票の際は、引き続き県内に住所を有していることについて、確認を受けるか証明書を提示する必要があります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会に確認してください。

吉岡町から県内の他市町村に転出した人

県内の市町村に転出した人で、町の選挙人名簿に登録されている人は、町で投票できます。

また、不在者投票制度を利用して現在お住まいの市町村の選挙管理委員会に出向き投票することもできます。

いずれの場合も、投票の際に引き続き県内に住所を有していることについて確認を受けるか証明書を提示する必要があります。

不明な点はお問い合わせください。

期日前投票★

▶ 期間 4月1日(土)~4月8日(土)(土・日を含む毎日)

▶ 時間 8:30~20:00

▶ 場所 町コミュニティセンター1階和室(役場南)



● 吉岡町長選挙および吉岡町議会議員選挙

投票日

4月23日(日) 投票時間 7:00~20:00

告示日

(4月18日(火))

▶ 投票所入場券 (青色)

吉岡町長選挙および吉岡町議会議員選挙用の入場券を世帯ごとに4月中旬に郵送します。投票所に持参してください。

入場券を紛失した場合は、投票の際に再発行します。本人であることを確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)を投票所に持参してください。

▶ 投票できる人

平成17年4月24日以前に生まれた人で令和5年1月17日以前に町の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所があり、選挙人名簿に登録されている人。

※投票日の前日までに町外へ転出した人は、投票できません。

立候補予定者等説明会

▶ 日時 3月20日(日) 13:30~

▶ 場所 役場大会議室(2階)

▶ 対象 立候補予定者または関係者

立候補届出の事前審査

▶ 日時 4月11日(水)・12日(木) 9:00~15:00

▶ 場所 役場大会議室(2階)

▶ 対象 立候補予定者

期日前投票★

▶ 期間 4月19日(水)~22日(土)(土を含む毎日)

▶ 時間 8:30~20:00

▶ 場所 町コミュニティセンター1階和室(役場南)

★選挙期日に仕事や旅行、学業、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる人は、期日前投票を行うことができます。

期日前投票の際には宣誓書の記入が必要になります。

宣誓書は、入場券の裏面に印刷されています。あらかじめ記入して期日前投票所にお越しください。手続きがスムーズになります。

問い合わせ先 選挙管理委員会 ☎26-2240 (直通)